

群馬県経営構造アドバイザー活動実施要領

平成17年6月
群馬県農業会議

1. 趣 旨

「経営構造対策」、「アグリチャレンジャー支援」等の事業実施地区等の事業目的達成のため、経営構造アドバイザーを設置するとともに、その業務等の活動内容を定める。

2. 経営構造アドバイザーの委嘱

県農業会議では、1の趣旨に基づき各部門の有識者を県と協議のうえ、「経営構造アドバイザー」に委嘱するものとする。

3. 経営構造アドバイザーの活動業務

- (1) 「経営構造対策」、「アグリチャレンジャー支援」等の事業実施地区及び事業完了地区等における事業主体等への指導助言。
- (2) 経営構造対策事業関係の市町村等の要請に基づく派遣
- (3) その他経営構造対策の推進に関する必要な活動

4. 経営構造アドバイザーの派遣申請

経営構造アドバイザーの派遣を希望する事業実施市町村等は、別紙様式1を各県民局・各農業事務所経由にて県農業会議へ提出する。

5. 経営構造アドバイザー実績報告

経営構造アドバイザーの派遣を受けた事業実施市町村等あつては、その活動実績を別紙様式2により各県民局・各農業事務所経由にて県農業会議へ提出する。

6. 経営構造アドバイザー活動に要する経費

アドバイザー活動に要する経費は、農業会議予算の範囲内で負担する。

7. その他

ここに定めのない事項が生じたときは、県と協議のうえ、県農業会議が別に定める。